

No.	質問	回答	別添有
1	コンビニエンスストア店内個別空調設備に関して、①全体空調の運転時間の見直し(原則常時運転)または②店内専用空調機の設置を検討いただきたい	食品衛生管理上、必要なものと認識しています。①または②について、対応を検討しているところであり、優先交渉権者の決定を待たず、応募者と協議することを予定しています。現在、協議の材料となる設置費用等の必要経費を算定しているところです。	
2	出店形態について、本社との契約ではなく、加盟者が直接契約する形でも良いか	売店運営が本社の直営ではなく、本社のバックアップのもとフランチャイズ加盟者が直接売店を管理、運営する場合、本プロポーザルの応募及び契約は加盟者が行う形でも問題ありません。本社か加盟者どちらかの応募であれば有効とします。	
3	売店電源工事について、電気容量の増設工事は可能か、また、可能な場合の工事区分はどちらが行うか	売店の電気容量(100V)の増設工事、動力(三相200V)の引込み工事は可能です。経費の工事区分については、優先交渉者との協議の上で決定する形となります。	
4	店舗予定区画の寸法が入った図面の提供をいただきたい	別添図面のとおりとなります。	質問No.4 地下1階平面図
5	禁止品目にハサミがあるが、雑貨に分類されるハサミも含まれるか。またカッター類も同様か。導入希望サービスで示されている項目を導入しない場合は減点対象になるか。	雑貨に分類されるハサミ、カッター類も販売禁止項目とさせていただきます。また、導入希望サービスについては、審査項目に含まれますので、導入可能である場合、加点対象となります。	
6	導入希望サービスの収入印紙、群馬県証紙の仕入れ方法を教授いただきたい。仕入れの方法は現金か。 また非課税品(切手、印紙、群馬県証紙等)の販売金額の内訳を教授いただきたい。	参考情報として、群馬県庁にて収入印紙は地下1階郵便局で、群馬県証紙は3階の群馬銀行県庁支店で購入できます。お支払い方法については、各窓口にお問い合わせください。 切手、印紙、群馬県証紙の販売金額の内訳ですが、ホームページに掲載した前橋市互助会売店の売上表に、30.パスポート申請にかかる収入印紙・群馬県証紙の部分と、27.それ以外の切手・印紙・県証紙に分かれています。パスポートについては、1件につき県証紙は2,000円固定※となっており、収入印紙は、区分により4,000円、9,000円、14,000円となります。各日程の金額に対し、点数×2,000円が県証紙分で、残りは収入印紙分となります。 ※令和7年5月15日現在は、手数料が変更 また、パスポート以外の売上分については、別紙に参考情報として、掛け売り注文分(市役所内部の注文)をまとめましたので、ご確認ください(その他の随時購入分等が含まれないため、データは合致しない)。	質問No.6 売店売上データ(2024.7~9売掛)
7	コンビニスタッフが利用できる駐車場はあるか。また自転車での出勤の場合は駐輪場はあるか。	駐車場については用意がありませんので、お車でお越しの場合には、近隣の民間駐車場を契約いただくか、コインパーキング等をご利用いただく形となります。 駐輪場については、来庁者用と職員用に分かれていますが、職員用駐輪場をご利用ください(別添図のとおり)	質問No.7 市庁舎駐輪場位置図
8	記載の納品経路から店舗の区画までは段差等で搬入の妨げになる箇所はないか。状況に応じてエレベーターの使用は可能か。	要領に記載のとおり、市庁舎西側通用口または地下1階荷捌き室をご使用いただきます。段差等はありませんが、西側通用口から搬入するとき、階段での搬入が困難である場合にはエレベーターをご使用いただいで問題ございません。	
9	定期報告について、コンビニ本部の運営でなくFC契約を締結の上でフランチャイジーが運営を行う場合は、フランチャイジー企業の事業報告書でも良いか	問題ございません。	

No.	質問	回答	別添有
10	提出書類の別紙様式4、別紙様式5について、この様式に記載されている内容を網羅したうえで、パワーポイントによる作成を行い、企画提案書として置き換えて提出することは可能か。	様式4、様式5の提出書類については、必須書類という扱いでご提出をいただきたいです。加えて、内容を網羅したパワーポイント等の資料を別途ご提出いただくことは問題ございません。または、6月9日(月)に行うプレゼンテーション・ヒアリングにて、ご用意いただく形でも問題ございません。プレゼンテーション・ヒアリングでは、事前にご提出いただいた書類及び当日の持参資料(任意提出)により、審査項目についてご説明いただき、質疑を行う形を想定しています。	
11	建築・設備既存仕様及び運営条件一覧について	別紙回答のとおり	質問No.11 建築・設備既存仕様について(回答)
12	空調設備の稼働状況について、店舗専用のスイッチ等の対応は可能か。	市庁舎の空調機器はセントラル空調方式であり、地下1階全体を稼働させる必要があるため、店舗内のみを稼働させることはできません。No.1にて、店舗内個別空調についての質問があがっているため、ご参照ください。	
13	閉店した旧売店の店舗設備の一部において、仮に継続使用が可能な什器等があった場合は、売買含む何らかの手立てで継続して使用できるか。	旧売店に確認したところ、什器等については、すでに撤去の目処がついているため、継続使用は難しいようです。申し訳ございません。	